

# 障がい者活躍推進プラン



令和 7 年 3 月  
湯沢市教育委員会

## 1. 障がい者活躍推進プラン作成の趣旨

国では、障がい者の職業の安定を図ることを目的として「障害者雇用促進法」を定めています。全ての国民が障がいの有無にかかわらず就業し、同一の職場に長期に定着するだけでなく、障がいの特性や個性に応じた環境のもと、自身の能力を有効に発揮できることが必要とされています。

とりわけ、公務部門における障がい者の活躍は、我が国の政策決定過程への障がい者の参画拡大の観点からも重要であることから、湯沢市教育委員会においても、障がい者の積極的な雇用および働きやすい、働きたい職場を作っていくために本計画を更新します。

## 2. 任命権者

この計画における任命権者：湯沢市教育委員会

## 3. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

## 4. 湯沢市教育委員会における障がい者雇用に関する課題

市長部局も含めた湯沢市職員全体における令和6年6月1日現在の障がい者雇用率は2.85%で法定雇用率を達成していますが、今後法定雇用率の引き上げが予定されています。障がいのある職員が、自身の個性や能力を十分に活用することで組織の一員として活躍していけるように、必要とされる体制の整備と取り組みに対する全職員の理解と協力を求めることが必要です。

## 5. 目標

- 定着に関する目標
  - 設定しない
- 採用に関する目標

- 設定しない

## 6. 取り組み内容

### (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 組織面
  - 障害者雇用推進者を市長部局の推進者である総務部総務課長に委任する。
  - 障害者職業生活相談員を市長部局の相談員である総務部総務課人事給与班長に委任する。
- 人材面
  - 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い参加を募る(過去に受講したことのない職員に限る)。

### (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 新規採用または部署異動した職員に対しては必要に応じて面談を行い、障がいと業務の適切なマッチングができているかの点検を行い必要な対応をする。

### (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

相談窓口への相談のほか、人事評価面談等を活用し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続艇に必要な措置を講じる。

#### ・その他

- 日常的に相談できる体制であることを全職員に周知し、障がい者の希望に応じて面談し必要な対処をする。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を積極的に推進し、障がい者の経済的自立と社会参加を支援する。
- 障がい者就労施設等に関する情報収集を行い、調達可能な物品や役務の範囲を把握し、調達機会の拡大に努める。

- 労働関係機関、医療機関、産業医との連携、基幹相談支援センターの活用等により所属する障がい者それぞれの状況に応じた最善の支援を目指す。